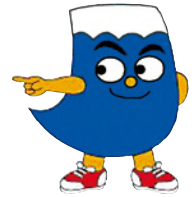


中小企業の皆さんが金融機関から融資を受けやすいように、県が制度を定め、金融機関・信用保証協会がその条件に合わせて貸し付けを行うものです。

県の定める低い利率で融資を受けることができます。

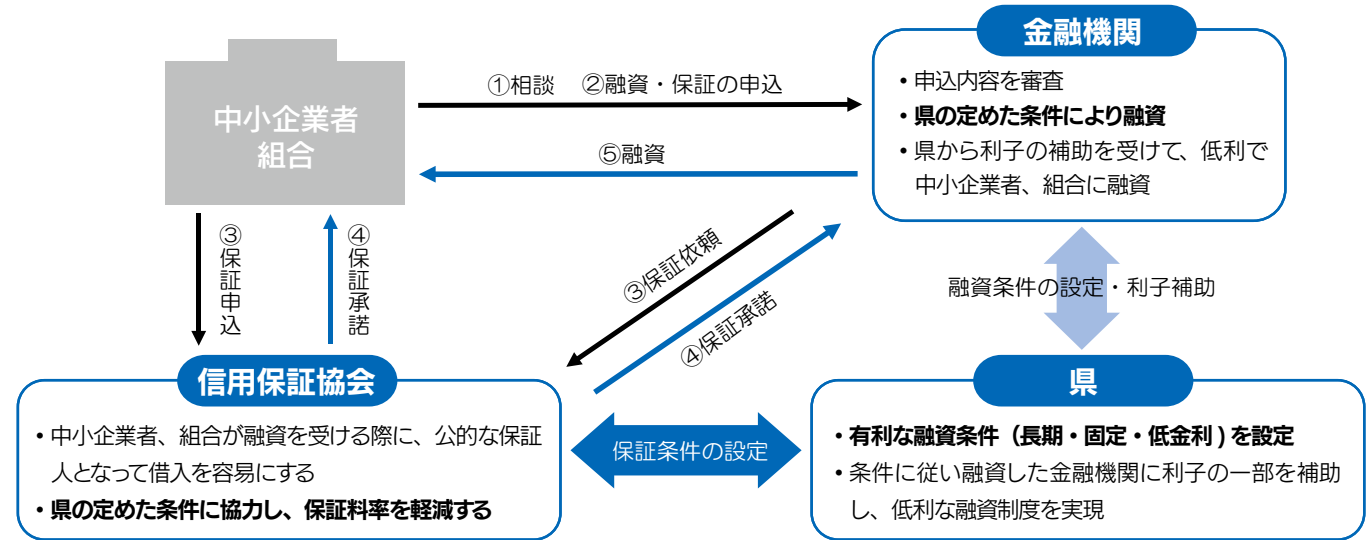
※詳しくは次ページをご覧ください。



目的	詳細	資金名	
事業資金	一般的な事業資金が必要な場合	経営改善資金	P3-4
		小口零細企業貸付	
短期経営改善資金			
経営の安定化	売上が減少、経営改善する場合	経済変動対策貸付	P3-4
	取引先が倒産した場合	連鎖倒産防止貸付	
	災害により被害を受けた場合	中小企業災害対策資金	
	事業再生計画の実施に資金が必要な場合	再生企業支援貸付	P3-4
創業	創業する、創業して5年未満の資金調達	開業パワーアップ支援資金	P5-6
新たな事業展開	新分野の事業に進出する場合	新分野貸付	P5-6
	経営革新等の認定・承認を受けた場合	経営革新等貸付	
	少子化対策や障害者の雇用を行う場合	少子化対策・障害者雇用支援貸付	
	成長産業分野の事業を行う場合	成長産業分野支援貸付	P7-10
	医療健康関連、食品関連、光・電子技術関連産業の事業を行う場合	クラスター産業分野支援貸付	P9-10
	ふじのくにフロンティア推進区域内で事業を行う場合	ふじのくにフロンティア推進資金	
防災対策	地震・津波対策、BCPの策定を行う場合	防災・減災強化貸付	P5-6
	旅館・ホテル等の防災対策を行う場合	特定建築物耐震化特別貸付	
	地震被害想定地域からの移転を行う場合	地震リスク分散資金	P7-8
新工ネ・省工ネ脱炭素	新工ネ・省工ネ設備を導入する場合 脱炭素に係る設備を導入する場合	脱炭素支援資金	P7-8
借換え	県制度融資の既借入金を借り換える場合 県制度融資の既借入金に新規資金を投入して借り換える場合	経営改善資金借換枠	P3-6
		経営改善資金	
		経済変動対策貸付	
		開業パワーアップ支援資金	P11
新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付			
事業承継	事業承継をする場合	事業承継資金	P9-10
中堅・大企業	県内産業の成長促進等に資する 1億円以上の設備投資を行う場合	産業成長促進資金	P9-10

県制度融資の仕組み

制度融資とは ▶ 県・金融機関・県信用保証協会が協力し、金融機関を通じて融資を行います。



※ ①及び②は各地の商工会議所、商工会、静岡県中小企業団体中央会、(公財)静岡県産業振興財団、県商工金融課でも受け付けております。
 ※ 取扱金融機関、信用保証協会等による審査の結果、利用できない場合があります。

【金融機関の方が県へ提出する場合】

特別政策資金（開業パワーアップ支援資金を除く）は、県商工金融課へ提出して下さい。

事業資金（経営改善資金借換枠を除く）、経営安定資金及び開業パワーアップ支援資金は、静岡県信用保証協会へ提出して下さい。
 経営改善資金借換枠は、保証を付す場合は静岡県信用保証協会へ提出し、保証を付さない場合は県商工金融課へ提出して下さい。

利用対象者 ▶ 県内に事業所、工場、店舗などがある、又はこれから県内で事業を始めようとする方です。

■ 中小企業者（個人事業主・会社）

利用できる業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運送倉庫業	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※ 資本金又は従業員数のどちらか一方が該当すれば対象となります。

■ 協同組合 等

利用できる組合（例示）

中小企業等協同組合、協業組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、酒造組合 等

■ 医業を主たる事業とする法人

■ NPO法人

対象外の業種 等

- 農林漁業、金融保険業、サービス業の一部
- 遊興性の高い業種（信用保証の対象となる業種を除く）
- 本来的に中小企業として馴染まない業種（宗教など）
- 許認可等が必要な業種は、許認可等を受けていること（許認可等を受けることが確実である場合を含む）

資金使途 ▶ 各資金の趣旨に沿った、中小企業者が行う事業の振興に必要な資金（事業資金）です。

対象外の資金

- 融資申込前に契約済み又は購入、設置済みの設備（脱炭素支援資金における環境配慮建築物を除く。）
- 土地取得資金（地震リスク分散資金、成長産業分野支援資金、ふじのくにフロンティア推進資金、事業承継資金（事業資産の買い取りに限る）又は運転資金（仕入）として利用する場合を除く）
- 県制度融資以外の既借入金の返済資金（新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付、再生企業支援貸付、事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証に係る事業承継資金を除く）
- 本県外の工場店舗等に要する費用（新分野貸付、経営革新等貸付などの海外投資等に係る資金及び事業承継資金の事業資産買取りなどの資金を除く）
- 「3」、「5」、「7」ナンバーの自動車の購入（タクシー、レンタカー、乗降装置等付きの福祉自動車等及び脱炭素支援資金における次世代自動車を除く）

信用保証協会・信用保証料について

信用保証協会とは

信用保証協会とは、「信用保証協会法」に基づき設立された認可法人で、中小企業の皆さんが金融機関から事業資金の融資を受けるとき、公的な保証人となって借入れを容易にする機関です。信用確認及び審査を行って、保証の諾否を決定します。

信用保証協会は、事業の健全な発展を支援し、金融や経営のご相談にも応じます。

信用保証料率について

- ・県制度融資における保証料率は、協会の協力を得て、協会制度よりさらに低率としています。
- ・信用保証料率は、一部の保証を除き、中小企業者の経営状況に応じた9区分の体系となっています。
- ・このパンフレットで表示されている保証料率は、融資金額に対するものです。

保証料率（普通保証の場合）

（単位：％）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
経営改善資金 等	1.30	1.15	1.00	0.90	0.80	0.70	0.60	0.45	0.30
経済変動対策貸付	1.20	1.06	0.92	0.83	0.74	0.65	0.55	0.41	0.28
協会制度	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

保証の申込に必要な書類

- 保証申込関係書式一式
- 直近2期分の確定申告書
（決算書、別表、勘定科目明細一式）
- 残高試算表（決算期から6か月以上経過している場合）
- 印鑑証明書（写し可。前回提出分と変更がない場合は省略可）
- 設備見積書（設備資金の場合）等



- 法人の場合**
- 商業登記簿謄本の写し
（前回提出分と変更がない場合は省略可）
- 不動産を担保とする場合**
- 不動産登記簿謄本
 - 公図（写）、案内図 等
- ※必要に応じ、その他の書類をお願いする場合があります。

- ・取引先の倒産、売上の減少等を要件とした経営安定関連保証（セーフティネット保証）を利用する場合は、主たる事業所の所在地の市町長が発行する認定書が必要です。

その他 注意事項

- 法令等に基づく許認可が必要な業種では、原則として許認可を受けていることが必要です。
- 次の方は、ご利用になれません。
 - ・銀行取引を停止されている方
 - ・保証協会の既保証の融資の返済が遅滞している方 など
- 資金用途は、事業資金に限られます。生活資金・住宅資金・投機資金等は対象となりません。

お問い合わせ先		電話番号	住所
静岡県信用保証協会	本店	(054) 252-2121	〒420-8710 静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル4~7階
	沼津支店	(055) 926-0100	〒410-8691 沼津市米山町6-5 沼津商工会議所会館3階
	浜松支店	(053) 458-1212	〒430-8666 浜松市中区田町330-5 遠鉄田町ビル6・7階

資金のあらし

■事業資金

資金名	融資対象者 (○は必ず該当 △いずれかに該当)	資金 使途	融資限度額	融資期間 (据置)	融資利率 (申請者負担)
経営改善資金	○原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社、組合 △製造業、建設業又は運送倉庫業は、従業員100人以下 △卸売業、小売業又はサービス業は、従業員50人以下	設備 運転	5,000万円	10年以内 (1年以内)	1.90% 固定
	○原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社、組合 △製造業、建設業又は運送倉庫業は、従業員20人以下 △卸売業、小売業又はサービス業は、従業員5人以下	当資金・ 当貸付既 借入金 の借換 (新規資金一 本化)	既保証残高と 合計で 2,000万円		1.80% 固定
	○県制度資金(一部資金を除く)の既融資残高がある個人事業者、会社、組合 ○借換えにより、元金月賦償還額の軽減が図れること △県制度資金(一部資金を除く)の既融資残高を一本化して借り換える場合 △県制度資金(一部資金を除く)の既融資残高に新規資金を投入して借り換える場合	運転	(一本化) 県制度融資の 既借入金残高 (新規資金) 県制度融資の 既借入金残高 と合計で 5,000万円		1.80% 固定 1.90% 固定
短期経営改善資金	○原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社、組合 △製造業、建設業又は運送倉庫業は、従業員50人以下 △卸売業、小売業又はサービス業は、従業員20人以下	運転	中小企業者 700万円 組合 1,500万円※	5か月 以内	1.80% 固定

■経営安定資金 (新型コロナウイルス感染症に対応する資金は、裏表紙をご覧ください。)

資金名	融資対象者 (○は必ず該当 △いずれかに該当)	資金 使途	融資限度額	融資期間 (据置)	融資利率 (申請者負担)
経営安定資金	○原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社、組合 △1. 最近3か月間の売上高が前年同期比で10%以上減少 △2. 最近6か月間の売上高が前年同期比で5%以上減少 △3. 最近3か月間の売上高が2年又は3年前の同期比で15%以上減少 △4. 最近6か月間の売上高が2年又は3年前の同期比で10%以上減少 △5. 最近3か月の売上高に占める原油・原材料の仕入価格の割合が前年同期を上回り、かつ、最近3か月の粗利益が前年同期比で5%以上減少 △6. 金融機関の合理化の影響で、中小企業信用保険法第2条第5項第7号(金融取引調整)の認定を受けたもの △7. 内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことにより、中小企業信用保険法第2条第6項に該当することについて、市町長の認定を受けたもの	設備 運転	5,000万円	10年以内 (設備 3年 以内、 運転 2年 以内)	1.50% 固定
	(原油・原料高対応枠) ○原油・原材料価格の高騰の影響を受けた、原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社、組合 ○最近1~3か月の売上高に占める原油・原材料の仕入価格の割合が前年同期を上回り、かつ、最近1~3か月の粗利益が前年同期比で5%以上減少	設備 運転 当貸付既 借入金 の借換 (なお、 知事が認 める場 合に限 る)	通常枠、新型 コロナウイ ルス感染 症対応 枠と合計 で 5,000万円		1.40% 固定
	○県内において、原則として6か月以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社、組合 ○経済産業大臣又は知事が指定した再生手続開始申立等企業に25万円以上の売掛債権等を有しているもの	運転 (債権額 まで)	中小企業者 3,000万円 組合 5,000万円		10年以内 (1年以内)
再生企業支援貸付	○原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社、組合 △貸付債権が整理回収機構又は産業再生機構に譲渡されたことにより中小企業信用保険法第2条第5項第8号の認定を受けたもの △認定支援機関(産業競争力強化法第134条の認定支援機関)の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行うもの	運転 ただし、 事業再生 の場合は 運転 設備 借換	5,000万円	10年以内 (2年以内、 事業再生 の場合は 1年以内)	1.60% 固定 1.90% 固定 1.50% 固定 1.60% 固定
	○県内において、原則として6か月以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社、組合 ○特定の災害により被害を受けたもの (激甚災害援助法又は災害救助法の適用を受けた災害、知事が認めた災害)	設備 運転	5,000万円	10年以内 (1年以内)	1.50% 固定 1.60% 固定

- ・返済方法は、元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還です。(短期経営改善資金は一括償還も可)
- ・担保、保証人は、取扱金融機関又は信用保証協会の定めによります。
- ・普通保証及び小口零細企業保証は、有担保の場合、0.1%の割引有り。・一部の資金・貸付については、特別小口保証(限度額2,000万円、融資利率は年0.1%優遇、保証料率：年0.7%又は0.6%、条件：特別小口保証以外の保証残高がないこと)を利用することができます。

保証料率 (保証制度)	信用保証協会の保証	申込・相談 窓口	提出書類	備考	利子補給率 (県→金融機関)
0.30%～1.30% (普通保証)	必須	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中央会 産業財団 県商工金融課	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書 ・協会が定める書類 ・新規借入時に既借入金と一本化する場合は、借換計画書 	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料率 法人で会計参与を設置している場合は、0.1%割引になる場合があります。 ・SN保証 SN保証とは、経営安定関連(セーフティネット)保証をいい、市町長の認定書が必要です。 	0.18%
0.40%～1.50% (小口零細企業保証)					
0.60% (SN保証1～4号) 0.80% (危機関連保証)	取扱金融機関の 任意による	取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書 ・借換計画書 ・保証無の場合、県税の納税証明書、印鑑証明書及び商業登記簿謄本の写し ・保証付の場合、協会が定める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機関連保証 危機関連保証は、市町長の認定書が必要です。 ・取扱金融機関 県内に本店又は支店がある銀行、信用金庫、信用組合、農協(一部除く)及び商工中金 	0.18%
0.30%～1.30% (普通保証) 0.58% (SN保証5号) 0.50% (SN保証7、8号)					
0.30%～1.30% (普通保証)					
0.30%～1.30% (普通保証)	必須	取扱金融機関 商工会議所 商工会、中央会 産業財団 県商工金融課	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書 ・協会が定める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 短期経営改善資金を組合員への 転貸に利用する場合は、1組合1 億円かつ1組合員700万円 	0.26%

保証料率 (保証制度)	信用保証協会の保証	申込・相談 窓口	提出書類	備考	利子補給率 (県→金融機関)
0.60% (SN保証2号、4号) 0.80% (危機関連保証)	必須	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中央会 産業財団 県商工金融課	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書 ・資金使途明細表 ・1～4、7の場合、売上減少状況等報告書 ・5の場合、原油・原材料高騰の影響状況等報告書 ・協会が定める書類 ・新規借入時に既借入金と一本化する場合は、借換計画書 	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料率 法人で会計参与を設置している場合は、0.1%割引になる場合があります。 ・SN保証 SN保証とは、経営安定関連(セーフティネット)保証をいい、市町長の認定書が必要です。 ・危機関連保証 危機関連保証は、市町長の認定書が必要です。 ・取扱金融機関 県内に本店又は支店がある銀行、信用金庫、信用組合、農協(一部除く)及び商工中金 	0.47%
0.28%～1.20% (普通保証) 0.58% (SN保証5号) 0.50% (SN保証7号)					
0.28%～1.20% (普通保証) 0.58% (SN保証5号)					
0.60% (SN保証1号)					
0.30%～1.30% (普通保証)	必須	取扱金融機関 商工会議所 商工会 中央会 産業財団 県商工金融課	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書 ・貸付利率等を証する書類(SN保証8号) ・協会が定める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料率 法人で会計参与を設置している場合は、0.1%割引になる場合があります。 ・SN保証 SN保証とは、経営安定関連(セーフティネット)保証をいい、市町長の認定書が必要です。 ・危機関連保証 危機関連保証は、市町長の認定書が必要です。 ・取扱金融機関 県内に本店又は支店がある銀行、信用金庫、信用組合、農協(一部除く)及び商工中金 	0.18%
0.50% (SN保証8号)					
1.00%* (事業再生計画実施関連保証)					
0.80% (事業再生計画実施関連保証)					
0.60% (激甚災害保証、SN保証4号)					
0.30%～1.30% (普通保証)	※は責任共有制度 対象外の場合 の保証料率		<ul style="list-style-type: none"> ・申込書 ・知事が定める書類 ・協会が定める書類 		0.47%

■特別政策資金

資金名	融資対象者 (○は必ず該当 △いずれかに該当)	資金 使途	融資限度額	融資期間 (据置)	融資利率 (申請者負担)								
開業 パワーアップ 支援資金	○県内で事業を営む創業者（営もうとする場合を含む） △会社の場合は、登記上の本店所在地を県内に置くこと △個人で事業を行う場合は、住所を県内に置くこと △事業を営んでいない個人であって、1か月（6か月）以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有すること △事業を営んでいない個人であって、2か月（6か月）以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有すること ※（ ）内は、創業関連保証を利用する際に適用されることがあります。 △分社する又は分社して5年未満の会社 △事業を営んでいない個人で創業後5年未満のものが法人成りした場合	設備 運転 当資金既 借入金 の借換 (新規資金 一本化)	3,500万円 新規創業支援枠 は1,000万円	10年以内 (1年以内 ただし、 スタート アップ創 出促進保 証を付す る場合は 3年以内)	1.50%以内 固定 1.60%以内 固定								
	△事業を営んでいない方または制度融資の利用対象外の事業（農林漁業等）を営んでいる方が県内で創業して、5年未満の個人事業者、会社 △設立の日以降の期間が5年未満の法人の代表者が別に法人を設立した場合												
新事業 展開支援 資金	①新分野 貸付 ○原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社、特定事業者、組合 △新分野へ進出しようとするもの △県内の事業を縮小せずに、海外投資をするもの	設備 運転 ただし、 ①の海外 投資は 設備、出 資金及び 海外子会 社への 転貸資金	①、③ の合計で 7,000万円 ただし海外投資 は5,000万円	10年以内 (1年以内) 経営力向 上関連保 証を利用 する際は、 設備7年 以内、運転 5年以内	1.60%以内 固定								
	②経営 革新等 貸付 ○原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社、特定事業者、組合 ○下記のいずれかの計画に従って事業を行うもの 経営革新計画、農商工等連携事業計画、経営力向上計画、地域経済牽引事業計画、先端設備等導入計画、異分野連携新事業分野開拓計画、特定研究開発等計画、地域産業資源活用事業計画		①～③の 全体の合計で 1.6億円										
	③少子化 対策・ 障害者 雇用支 援貸付 ○原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社、組合 △次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に届出をしたもの △静岡県次世代育成支援企業の認証を受けたもの(このとりカンパニー) △新たに障害者を常用雇用するもの △障害者雇用率が2.3%を超えているもの		①、③ の合計で 7,000万円										
防災・ 減災強 化資金	○原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社、組合 1. 地震災害防止のために次に掲げるもの △昭和56年5月31日以前の建築物の耐震診断、耐震改修計画の策定、改修、建替え（要耐震診断） △浸水防止（擁壁等）、地盤改良等（基礎杭打設等） △機械設備等の転倒等防止、落下倒壊危険物の事前撤去、避難路の整備、アスベスト飛散防止、天井材の崩落防止、エレベーターの防災対策改修等 2. BCP(事業継続計画)の策定又は実施をする場合	設備 運転	1億円	10年以内 (1年以内)	1.60%以内 固定								
	○原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社、組合 △昭和56年5月31日以前に建築された特定建築物の耐震診断、耐震改修計画の策定、改修、建替え（要耐震診断） △耐震工事中の休業期間に対応する従業員への賃金 ※特定建築物とは、下表のとおりです。	設備 運転	10億円	15年以内 (5年以内) ※信用保 証協会の 保証を付 して運転 資金のみ 融資を受 ける場合 は10年間 (1年)	建築物の 建替え、 耐震補強 ※1、地盤改 良等、浸水 防止は、 1.035% 以内								
特定建築物耐震化 特別貸付	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物</th> <th>建築物の規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホテル・旅館、ポウリング場、病院、診療所、展示場、卸売市場、百貨店、マーケット、飲食店、劇場、映画館、集会場、理髪店、博物館、美術館、銀行、工場、事務所、賃貸住宅（共同住宅に限る）等</td> <td>3階以上かつ1,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>老人ホーム、老人短期入居施設等</td> <td>2階以上かつ1,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>幼稚園、保育所</td> <td>2階以上かつ500㎡以上</td> </tr> </tbody> </table>	建築物	建築物の規模	ホテル・旅館、ポウリング場、病院、診療所、展示場、卸売市場、百貨店、マーケット、飲食店、劇場、映画館、集会場、理髪店、博物館、美術館、銀行、工場、事務所、賃貸住宅（共同住宅に限る）等	3階以上かつ1,000㎡以上	老人ホーム、老人短期入居施設等	2階以上かつ1,000㎡以上	幼稚園、保育所	2階以上かつ500㎡以上				
建築物	建築物の規模												
ホテル・旅館、ポウリング場、病院、診療所、展示場、卸売市場、百貨店、マーケット、飲食店、劇場、映画館、集会場、理髪店、博物館、美術館、銀行、工場、事務所、賃貸住宅（共同住宅に限る）等	3階以上かつ1,000㎡以上												
老人ホーム、老人短期入居施設等	2階以上かつ1,000㎡以上												
幼稚園、保育所	2階以上かつ500㎡以上												

■特別政策資金

資金名	融資対象者 (○は必ず該当 △いずれかに該当)	資金 使途	融資限度額	融資期間 (据置)	融資利率 (申請者負担)
地震リスク 分散資金	<p>○原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社、組合 (ふじのくにフロンティア推進資金の対象となるものを除く)</p> <p>○静岡県第4次地震被害想定において想定される被害への対策のために移転・分散(新設)を実施するもの</p> <p>○次のアからエの要件を満たすもの</p> <p>ア 現在地が次のいずれかに該当</p> <p>(ア) 第4次地震被害想定において、次の地域にあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水地域(浸水深1cm以上) ・液状化発生の可能性が高い地域(ランク大・中) ・やま、がけ崩れの可能性が高い地域(ランクA・B) <p>(イ) 昭和56年5月31日以前に建築された建築物であって、耐震診断を行った結果により建替えが必要と認められたもの</p> <p>イ 計画地は、第4次地震被害想定において、次に掲げる地域以外</p> <p>(ア) 津波浸水地域(浸水深1cm以上)</p> <p>(イ) 液状化発生の可能性が高い地域(ランク大・中)</p> <p>(ウ) やま、がけ崩れの可能性が高い地域(ランクA・B)</p> <p>ウ 計画地の事業所等においては、第4次地震被害想定に対する対策を講ずる</p> <p>エ 現在地における跡地利用及び計画地における周辺の景観への配慮を行う</p>	設備	10億円	15年以内 (5年以内)	1.40%以内 固定
脱炭素支援 資金	<p>○原則として1年以上継続して事業を営んでいる個人事業者、会社、組合</p> <p>△1 新工ネ・省工ネ設備等を導入しようとするもの^{*2}</p> <p>△2 EV、FCV等の次世代自動車又は付帯設備を導入するもの</p> <p>△3 環境配慮計画書で一定の評価(CASBEE 静岡でS又はA)の工場等建築物を新築・増築・改築するもの</p> <p>※2 新工ネ設備特別型</p> <p>△1で、下記の8設備のいずれかを導入する場合、又はこれらの設備と複合的に省工ネ効果のある設備等を導入する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備・地熱発電設備・風力発電設備 ・太陽熱利用設備・水力発電設備 ・天然ガスコージェネレーション ・バイオマス発電設備・バイオマス熱利用設備 	設備 運転 (運転は△ 1のみ。 消耗品等に 限定)	1億円 ただし、天然ガスコージェネレーションは3億円	10年以内 (1年以内)	1.60%以内 固定 1.40%以内 固定
成長産業分野 支援資金	<p>○成長産業分野^{*3}に参入又はこれらの事業を拡充するものであって、下記の要件を満たす個人事業者、会社、組合</p>	設備 運転	3,500万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定金利 (固定・変動可) - 利子補給率
	<p>①(開業パワーアップ支援資金要件)</p> <p>○県内で事業を営む創業者(営もうとする場合を含む)</p> <p>△会社の場合は、登記上の本店所在地を県内に置くこと</p> <p>△個人で事業を行う場合は、住所を県内に置くこと</p> <p>△事業を営んでいない個人であって、1か月(6か月)以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有すること</p> <p>△事業を営んでいない個人であって、2か月(6か月)以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有すること</p> <p>※()内は、創業関連保証を利用する際に適用されることがあります。</p> <p>△分社する又は分社して5年未満の会社</p> <p>△事業を営んでいない個人で創業後5年未満のものが法人成りした場合</p> <p>△事業を営んでいない方または制度融資の利用対象外(農林漁業等)の事業を営んでいる方が県内で創業して、5年未満の個人事業者、会社</p> <p>△設立の日以降の期間が5年未満の法人の代表者が別に法人を設立した場合</p>				

- ・特別政策資金は、申請者と金融機関の間で上限範囲内において、任意に金利設定できる所定金利方式を採用しています。
- ・特別政策資金の利子補給率は、所定金利（申請者負担利率＋利子補給率）の1／2又は各資金の上限利子補給率のどちらか低い方が適用されます。

保証料率 (保証制度)	信用保証協会の保証	申込・相談 窓口	提出書類	備考	利子補給率 (県→金融機関)
0.30%～1.30% (普通保証)	取扱金融機関の 任意による	取扱金融機関 県商工金融課	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書・事業計画書・決算書(最近2年分) ・土地取得、工事等の見積書 ・現在地及び計画地の地図 ・耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し(耐震診断を要する場合) ・保証無の場合、県税の納税証明書、印鑑証明書及び商業登記簿謄本の写し ・保証付の場合、協会が定める書類 ・建築物を建築する場合 <ul style="list-style-type: none"> ○証明書(様式第14号) ○設計図書 ・既存建築物を取得する場合 <ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し ・既存建築物を改修する場合 <ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し ○耐震改修計画書 ○証明書(様式第14号)又は耐震改修計画の認定書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料率 法人で会計参与を設置している場合は、0.1%割引になる場合があります。 ・取扱金融機関 県内に本店又は支店がある銀行、信用金庫、信用組合、農協(一部除く)及び商工中金 	0.67%以内
0.30%～1.30% (普通保証、エネルギー需給安定対策保証) 0.98% (エネルギー対策保証)			<ul style="list-style-type: none"> ・申込書 <ul style="list-style-type: none"> △1 事業計画書(様式第29号) △2 事業計画書(様式第29号-2) △3 事業計画書(様式第29号-3) ・決算書(最近2年分) ・設備等の見積書 ・保証無の場合、県税の納税証明書、印鑑証明書及び商業登記簿謄本の写し ・保証付の場合、協会が定める書類 	<ul style="list-style-type: none"> △1 新工ネ・省工ネ設備等、△2 次世代自動車等の導入についての詳細は、県エネルギー政策課へお問合せください。(電話 054-221-2949) △3 環境性能評価(CASBEE 静岡)についての詳細は、県建築安全推進課へお問合せください。(電話 054-221-3075) 	0.47%以内 0.67%以内
0.65% (創業関連保証、再挑戦支援保証) 0.85% (スタートアップ創出促進保証)	必須	取扱金融機関 県商工金融課	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書 ・成長産業分野支援資金確認書(様式第16号) ・協会が定める書類 	<p>※³ 成長産業分野とは、医療・福祉機器等(主に製造業)、ロボット、航空宇宙、光・電子、環境技術関連、新エネルギー、次世代自動車、スポーツ産業、CNF(セルロースナノファイバー)関連、グリーン成長の分野です。 グリーン成長分野は脱炭素支援資金の△2、△3のことをいい、利用できるのは、融資対象者③(経営革新等貸付要件)の特定事業者(中小企業者を除く)に限ります。</p> <p>詳細はお問合せください ・県新産業集積課(スポーツ産業、グリーン成長以外) (電話 054-221-3622) ・県商工振興課(スポーツ産業) (電話 054-221-2182) ・県商工金融課(グリーン成長) (電話 054-221-2513)</p>	0.67%以内
0.30%～1.30% (普通保証)					

■特別政策資金

資金名	融資対象者 (○は必ず該当 △いずれかに該当)	資金 使途	融資限度額	融資期間 (据置)	融資利率 (申請者負担)
成長産業分野支援資金	成長産業分野支援貸付 ② (新分野貸付要件) ○原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社、組合 △新分野へ進出しようとするもの △県内の事業を縮小せずに、海外投資をするもの ----- ③ (経営革新等貸付要件) ○原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人事業者、会社、特定事業者、組合 ○下記のいずれかの計画に従って事業を行うもの 経営革新計画、農商工等連携事業計画、経営力向上計画、地域経済牽引事業計画、先端設備等導入計画、異分野連携新事業分野開拓計画、特定研究開発等計画、地域産業資源活用事業計画	設備 運転	①～③の 全体の合計 で10億円 ただし、 ②の海外投資 は5,000万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定金利 (固定・変動可) - 利子補給率
	クラスター産業分野支援貸付 ○静岡新産業集積クラスター ^{*4} に参画する個人事業者、会社、組合	ただし、② の海外投資は 設備、出資金 及び海外子 会社への転 貸融資	①～③の 全体の合計 で 10億円		
			設備 運転	10億円 (他に成長産業 分野支援 資金を利用 する場合は、 資金全体で 10億円)	
ふじのくに フロンティア 推進資金	○ふじのくにフロンティア推進区域 (総合特別区域+県指定区域)、新拠点区域又は地域循環拠点区域において、市町が認めた事業を行う個人事業者、会社、組合	設備	10億円	15年以内 (5年以内)	1.40%以内 固定
事業承継資金	△原則として一年以上同一事業を営んでいる中小企業者又は組合から事業を譲り受ける者で下記ア～ウのいずれかの要件を満たす者 ア 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 (以下「経営承継円滑化法」という。)に基づき都道府県知事の認定を受けて事業承継を行おうとする者 イ 静岡県事業承継引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとする者 ウ 中小企業等経営強化法に規定する「認定経営革新等支援機関」の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとする者 △上記ア～ウのいずれかの要件を満たし、かつ一年以上同一事業を営んでいる中小企業者又は組合で事業を譲り渡す者	設備 運転 借換 ^{*5}	2.8億円	運転10年 設備15年 借換10年 (1年以内)	1.60%以内 固定

中堅企業・大企業向け制度融資……中小企業向け制度融資とは異なり、企業へ直接利子補給します。

資金名	融資対象者 (○は必ず該当 △いずれかに該当)	資金 使途	融資限度額	融資期間 (据置)	融資利率 (申請者負担)
産業成長 促進資金	○県内に事業所を有する中堅企業、大企業 (新たに事業所を設置するものを含む) であって、県内産業に成長促進等に資するもの △研究開発又は新事業活動 △新分野進出 (海外進出は除く) 又は新事業展開 △グリーン成長分野 (EV、FCV等の次世代自動車又は付帯設備の導入、環境配慮計画書で一定の評価 (CASBEE 静岡において BEE ランクがS又はA) の工場等建築物の新築・増築・改築)	設備	30億円 下限:1億円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定金利 (固定・変動可) - 利子補給率

- ・特別政策資金は、申請者と金融機関の間で上限範囲内において、任意に金利設定できる所定金利方式を採用しています。
- ・特別政策資金の利子補給率は、所定金利（申請者負担利率＋利子補給率）の1/2又は各資金の上限利子補給率のどちらか低い方が適用されます。

保証料率 (保証制度)	信用保証協会の保証	申込・相談 窓口	提出書類	備考	利子補給率 (県→金融機関)	
0.30%～1.30% (普通保証) 0.98% (海外投資関係保証)		取扱金融機関 県商工金融課	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書・事業計画書・決算書(最近2年分) ・成長産業分野支援資金確認書(様式第16号) ・保証無の場合、県税の納税証明書、印鑑証明書及び商業登記簿謄本の写し ・保証付の場合、協会が定める書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料率 法人で会計参与を設置している場合は、0.1%割引になる場合があります。 ・取扱金融機関 県内に本店又は支店がある 銀行、信用金庫、信用組合、農協(一部除く)及び商工中金 	0.67%以内	
0.58% (経営革新関連保証等)			<ul style="list-style-type: none"> ・申込書・決算書(最近2年分) ・計画の承認書(認定書)の写し、計画の申請書の写し ・成長産業分野支援資金確認書(様式第16号) ・保証無の場合、県税の納税証明書、印鑑証明書及び商業登記簿謄本の写し ・保証付の場合、協会が定める書類 			※ ⁴ 静岡新産業集積クラスターとはファルマバレー(医療・健康関連産業)、フーズ・ヘルスケアオープンイノベーション(食品・ヘルスケア関連産業)及びフotonバレー(光・電子技術関連産業)です。 詳細はお問合せください。
0.30%～1.30% (普通保証)			<ul style="list-style-type: none"> ・申込書・決算書(最近2年分) ・成長産業分野支援資金確認書(様式第16号) ・事業計画書(様式第16号別紙) ・保証無の場合、県税の納税証明書、印鑑証明書及び商業登記簿謄本の写し ・保証付の場合、協会が定める書類 			<ul style="list-style-type: none"> ・ファルマバレーセンター 【電話 055-980-6333】 ・フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンター 【電話 054-254-4513】 ・フotonバレーセンター 【電話 053-471-2111】
0.30%～1.30% (普通保証)	取扱金融機関の 任意による	取扱金融機関 県商工金融課	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書・事業計画書(様式第18号) ・土地取得、工事等の見積書 ・ふじのくにフロンティア推進資金支給対象事業者確認書(様式第18号別紙) ・計画地の地図 ・決算書(最近2年分) ・保証無の場合、県税の納税証明書、印鑑証明書及び商業登記簿謄本の写し ・保証付の場合、協会が定める書類 ・建築物を建築・増築・改修する場合 ○証明書(様式第14号)又は耐震改修計画の認定書の写し ○設計図書 ・既存建築物を取得する場合 ○耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し 			
0.30%～1.30% (普通保証、経営承継 関連保証等) 0.80% (事業承継サポート保証、 特定経営承継準備 関連保証) 0.00%～0.95%* (事業承継特別保証、 経営承継借換関連保証) ※県による保証料補助 後の保証料率です。		※事業承継資金 を保証を付して 申込む場合は、 事前に信用保証協会に 御相談ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書 ・事業承継計画書(様式第19号) ・経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定書の写し又は事業承継支援証明書(様式第20号) ・決算書(最近2年分) ・株主名簿(株式の取得に係る場合のみ) ・保証無の場合、県税の納税証明書、印鑑証明書及び商業登記簿謄本の写し ・保証付の場合、協会が定める書類 	※ ⁵ 借換は、事業承継特別保証及び 経営承継借換関連保証を付して 利用する場合があります。	0.47%以内	

※詳細は、県商工金融課にお問合せ下さい。(電話 054-221-2513)

保証料率 (保証制度)	信用保証協会の保証	申込・相談 窓口	提出書類 (産業成長促進資金利子補給要綱で定める様式)	備考	利子補給率 (県→企業)
—	—	取扱金融機関 県商工金融課	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書(様式第1号) ・事業計画書(様式第2号)※⁶ ・資金計画に係る説明書(様式第2号その2)※⁶ ・土地取得、工事、設備等の見積書 ・決算書(最近2年分) ・県税の納税証明書、印鑑証明書及び商業登記簿謄本の写し ・グリーン成長分野の場合 △次世代自動車等導入事業計画書(様式第3号) △環境配慮建築物計画書(様式第3号-2) 	中堅企業、大企業とは、中小企業信用保険法で定められている中小企業者以外の会社である。(冊子内P1にある中小企業者以外) ※ 様式第2号、様式第2号その2はグリーン成長分野の場合は不要です。	0.47%以内

県制度融資における保証料補助制度

- 「開業パワーアップ支援資金」において、新規創業者の信用保証料負担を0.00%または0.20%にします。(令和7年度まで)
- 「事業承継資金」において、事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証を利用する場合に保証料の一部を補助します(中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けることが必須)。

新型コロナウイルス感染症に対応する資金

資金名	対象者	資金用途	融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率	利子補給率
経済変動対策貸付 (新型コロナウイルス感染症対応枠)	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者 1 SN保証4号の認定を受けたもの	設備 運転	8,000万円	10年以内 (据置 運転2年以内、 設備3年以内)	1.30%	0.60% (SN保証4号)	0.67%
	2 SN保証5号を利用するもの 3 普通保証を利用するもの(最近 1~6か月間の売上高が前年 同期比で5%以上減少)				1.40%	0.28%~1.20% (普通保証) 0.58% (SN保証5号)	
新型コロナウイルス 感染症対応伴走 支援特別貸付	金融機関の継続的な支援を受けつつ 経営行動計画の実行に取り組む中小企業者 1 SN保証4号の認定を受けたもの	設備 運転 借換	1億円	10年以内 (据置5年以内)	1.50%	対象者1、2 0.2%	0.47%
	2 SN5号の認定を受けたもの* 3 普通保証を利用するもの* ※伴走支援型特別保証の制度に 基づくものとする。	借換は保証 を付した既往 債務に限る。			1.60%	対象者3 0.20%~1.15%	
再生企業支援貸付 (新型コロナウイルス 感染症対応枠)	認定支援機関の支援を受けて作成 した事業再生計画の実行に取り組む 中小企業者	設備 運転 借換	8,000万円	15年以内 (据置5年以内)	1.50% 又は 1.60%	0.20%	

取扱い金融機関（順不同）

静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、静岡中央銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、三島信用金庫、沼津信用金庫、富士信用金庫、富士宮信用金庫、島田掛川信用金庫、浜松磐田信用金庫、遠州信用金庫、豊橋信用金庫、蒲郡信用金庫、静岡県医師信用組合、横浜幸銀信用組合、イオ信用組合、商工組合中央金庫、静岡県信用農業協同組合連合会、東日本信用漁業協同組合連合会、各地農業協同組合*（※取り扱いのない組合もあります。）

相談窓口など

- ◇ 相談先
各市町の商工担当課、各地の商工会議所・商工会、静岡県中小企業団体中央会、(公財)静岡県産業振興財団、(公財)浜松地域イノベーション推進機構
- ◇ 政府系金融機関（政府系金融機関でも中小企業向け融資制度があります。）
(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫



静岡県 経済産業部 商工業局 商工金融課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁東館7階

TEL (054) 221-2513、2519 FAX (054) 221-2349

E-mail : shokokin-yu@pref.shizuoka.lg.jp

<ホームページ : <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003424/1028418.html>>

●制度融資の詳細は [静岡県制度融資](#)

[検索](#)